

新築住宅の
契約に

住まいの性能
がわかります

知ってください。住宅性能表示制度

新築住宅の 住宅性能表示制度ガイド



住宅性能表示制度

●詳細は次のホームページをご覧ください。

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」コーナー http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html/

一般社団法人住宅性能評価・表示協会 <http://www.hyoukakyokai.or.jp/>

編集協力 国土交通省住宅局住宅生産課

電話 03-5253-8111 (代表)

発行 一般社団法人住宅性能評価・表示協会

電話 03-5229-7440

○このパンフレットは、平成22年10月1日現在で施行されている法令に基づき作成しました。

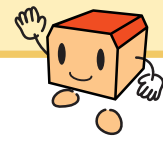
編集協力 国土交通省住宅局住宅生産課

<http://www.mlit.go.jp/>

発行 一般社団法人住宅性能評価・表示協会

<http://www.hyoukakyokai.or.jp/>

住宅性能表示制度とは…。



住宅性能表示制度は、平成12年4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、同年10月に本格的に運用開始された制度です。

住宅性能表示制度の仕組み

(1) 住宅性能表示制度は法律に基づく制度です。

住宅性能表示制度は、法律に基づき、住宅の性能を評価し表示するための基準や手続きが定められています。

(2) 住宅の性能に関する共通ルール（基準）が定められます。

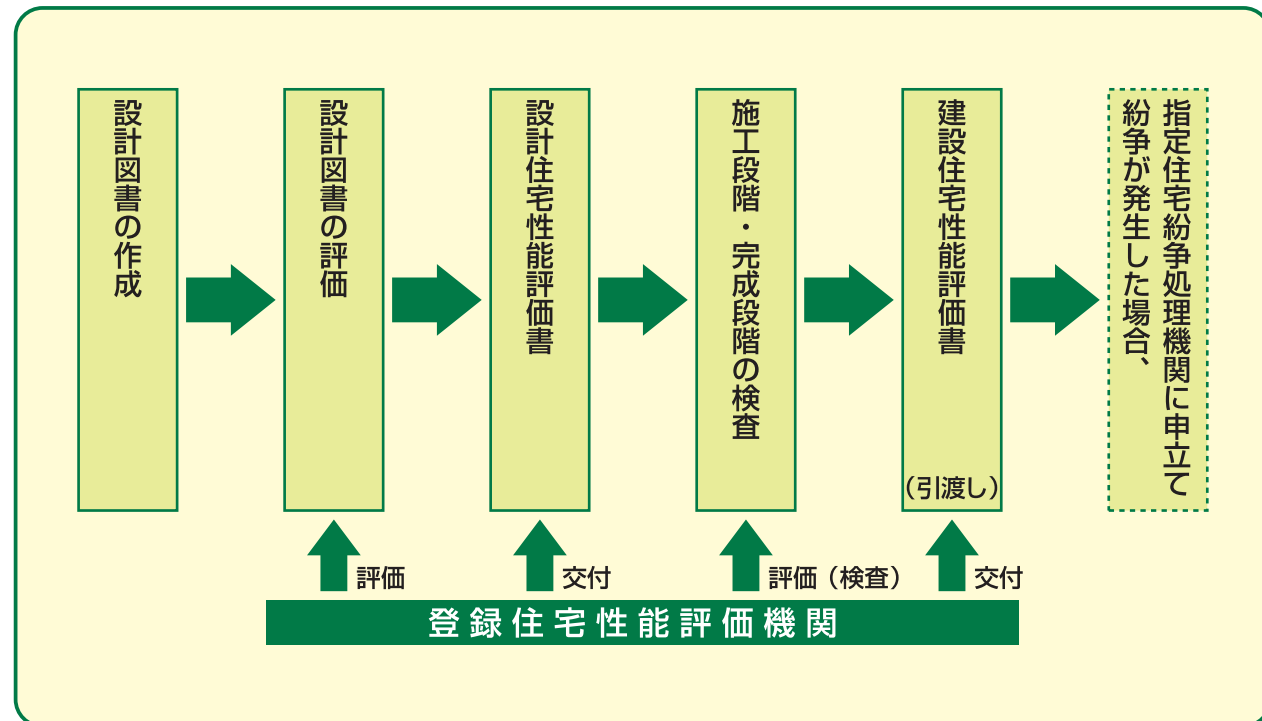
住宅の性能を表示するための共通ルールは、国土交通大臣及び内閣総理大臣が日本住宅性能表示基準として定めます。また、住宅の性能の評価の方法は、国土交通大臣が評価方法基準として定めます。これらにより、住宅を取得しようとする方による住宅の性能の相互比較が可能となります。

(3) 第三者機関の評価が受けられます。

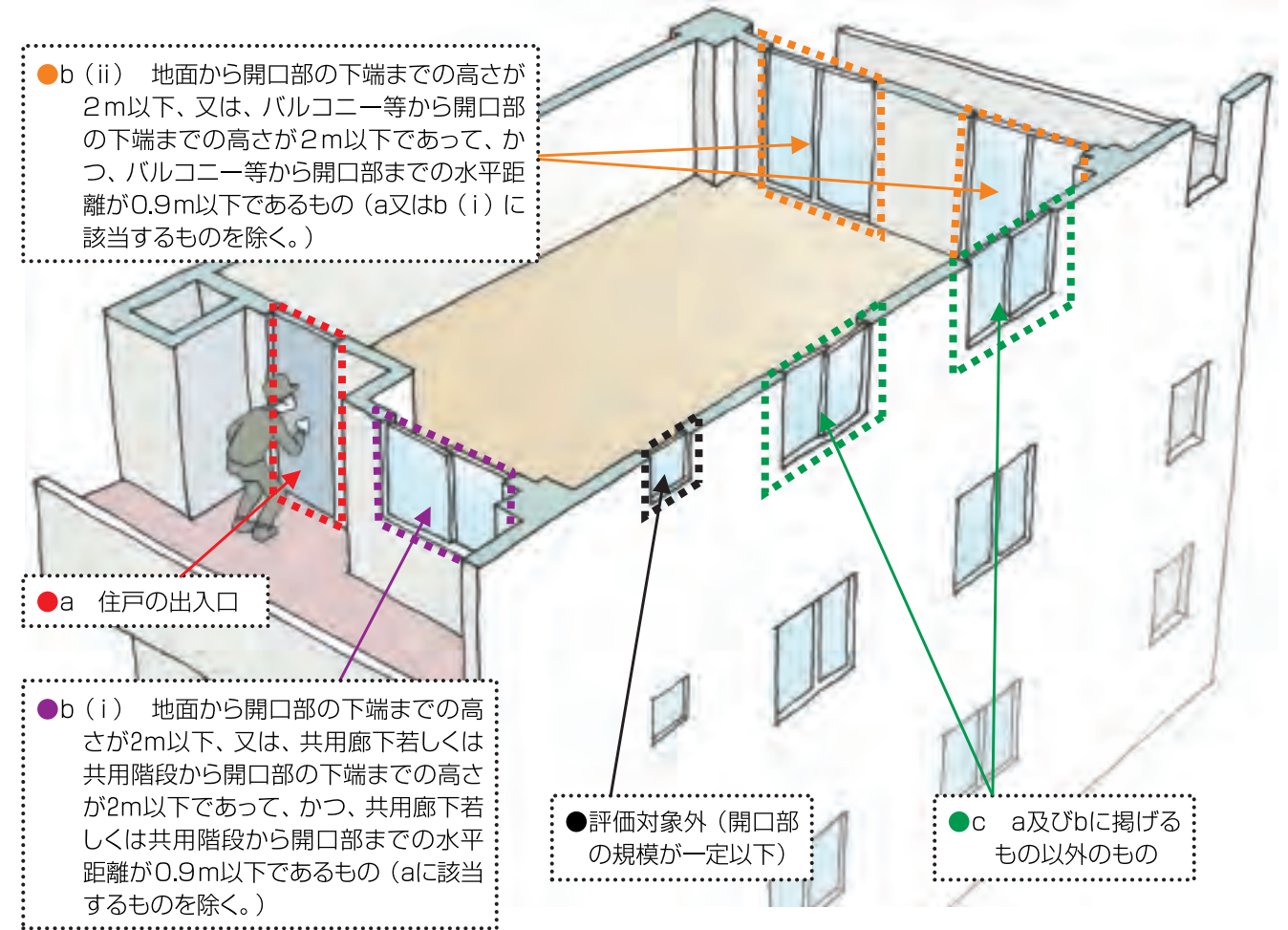
国土交通大臣は、客観的な評価を実施する第三者機関を登録住宅性能評価機関として登録します。登録住宅性能評価機関は、申請に基づき、評価方法基準に従って住宅の性能評価を行い、その結果を住宅性能評価書として交付します。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめたもの（設計住宅性能評価書）と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめたもの（建設住宅性能評価書）との2種類があり、それぞれ法律に基づくマークが表示されます。性能評価の料金は、評価機関ごとに独自に定めます。

住宅性能表示制度による性能評価の流れ



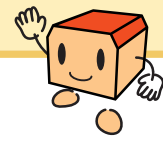
10. 防犯に関すること



項目	結果	適用範囲
10. 防犯に関すること	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策	戸建又は共同各戸
10-1 開口部の侵入防止対策	評価対象開口部の区分 外部からの侵入を防止するための対策	
(階) a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く。）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	
c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている箇所が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	

※ 評価対象となる開口部：有効開口が、(1) 400mm×250mmの長方形、(2) 400×300mmの楕円形、(3) 直径が350mmの円、のいずれかのブロックが通過可能なもの。
 ※ bに該当する開口部は、共同住宅で建物の出入口の存する階以外の階では、共用廊下・共用階段に面する開口部と、バルコニー等に面する開口部に区分されます。
 ※ 上記は戸建住宅、もしくは共同住宅で住戸の出入口が存する階（1階など）の表記例となります。

10. 防犯に関すること



住宅性能表示制度とは…



近年、住宅への侵入盗犯罪が多く発生しており、住宅の防犯性に対して関心が高まっています。

住宅の防犯性を向上させるには、周囲からの見通しを確保する（監視性の確保）、居住者の帰属意識の向上・コミュニティ形成の促進（領域性の強化）、犯罪企図者の動きを限定し接近を妨げる（接近の制御）、建物の部材や設備を破壊されにくいものとする（被害対象の強化）、という4つの原則を守ることが有効であるとされています。

ここではこれら4つの原則のうち、評価方法の整備状況を勘案して、被害対象の強化について、住宅の開口部における侵入防止対策を表示する内容になっています。



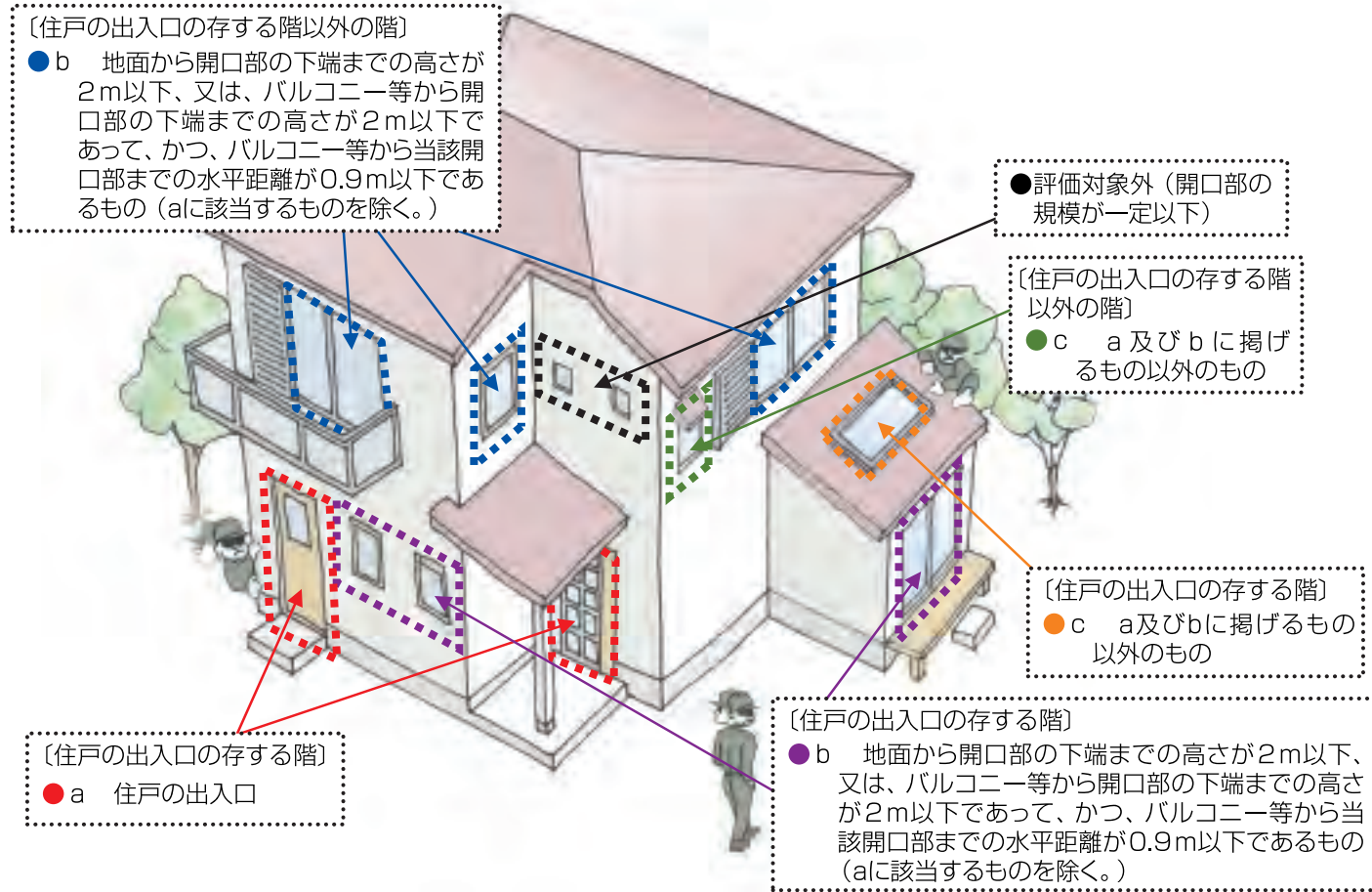
官民合同会議による目録掲載品に貼付される共通標準



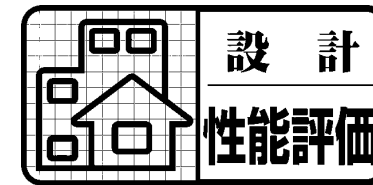
10-1 開口部の侵入防止対策

住宅の開口部を外部からの接近のしやすさに応じて各階毎にグループ化し、グループ毎に属する全ての開口部について、防犯建物部品等を使用しているか否かを表示します。

防犯建物部品等には、国土交通省や警察庁、民間団体等による「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の目録掲載品等が、該当します。



設計住宅性能評価書のマーク



建設住宅性能評価書のマーク



なお、繰り返して使用する標準的な設計（型式）については、あらかじめ性能の認定を受け、評価を一部簡略化することができます。さらに、工場において一定の要件に適合する品質管理の条件下で生産される住宅の部分などは、あらかじめ認証を受けて、評価を一部省略することができます。

このほか、評価方法基準の想定していない特殊な住宅の評価方法などについては、国土交通大臣が特別に認定します。

(4) 住宅性能評価書の内容を契約に活かします。

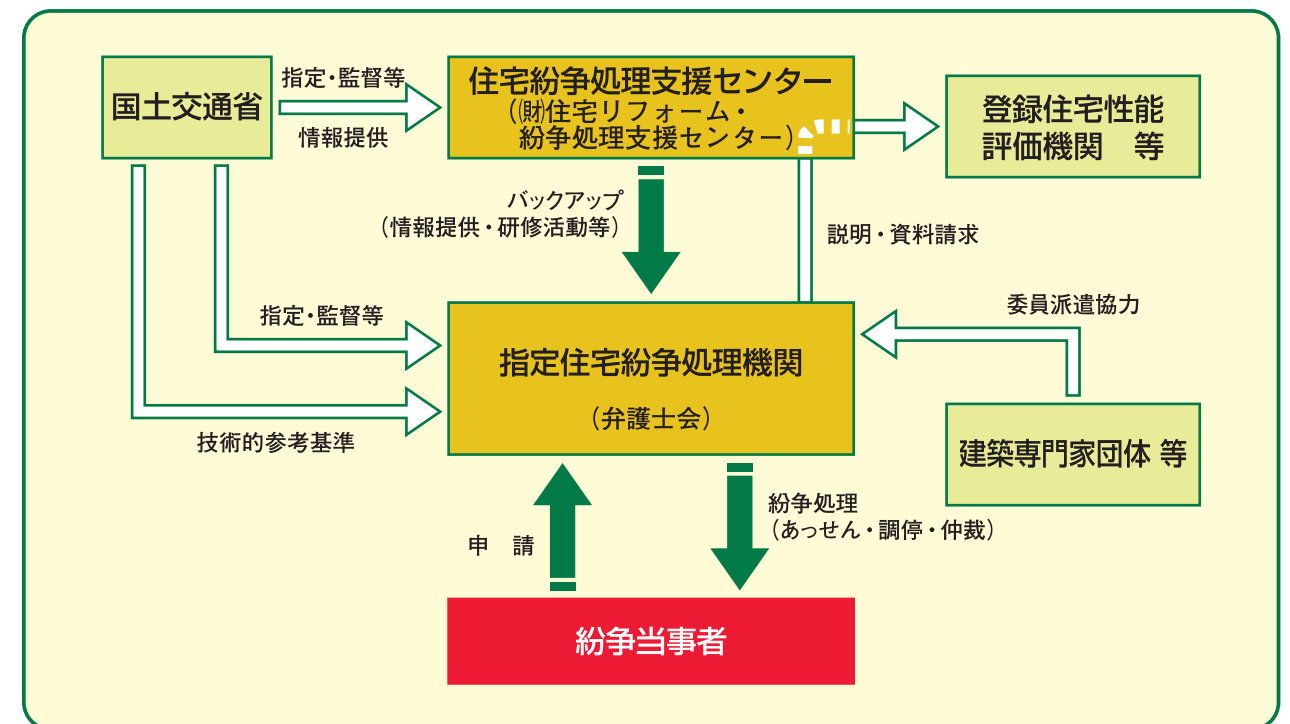
登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書やその写しを、新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付などと、住宅性能評価書の記載内容を契約したものとみなされます。ただし、契約書面で、契約内容としないことを明記した場合はこの限りではありません。

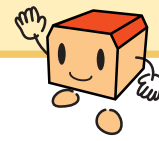
(5) 円滑、迅速で、専門的な紛争処理が受けられます。

建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する指定住宅紛争処理機関（各地の単位弁護士会）に紛争処理を申請することができます。

指定住宅紛争処理機関は、裁判によらず住宅の紛争を円滑・迅速に処理するための機関ですが、建設住宅性能評価書が交付された住宅の紛争であれば、住宅性能評価書の記載内容だけでなく、請負契約・売買契約に関する当事者間のすべての紛争の処理を扱います。紛争処理の申請手数料は、1件あたり1万円です。

住宅性能表示制度による住宅の紛争処理のしくみ





9. 高齢者等への配慮に関すること



日本住宅性能表示基準の理解のポイント

(1) 日本住宅性能表示基準は 10 分野・34 事項から成り立っています。

日本住宅性能表示基準で取り上げた性能表示事項は34（新築住宅については32事項）あります。この性能表示事項は、次のような10の分野に区分されます。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 構造の安定に関すること | ② 火災時の安全に関すること |
| ③ 劣化の軽減に関すること | ④ 維持管理・更新への配慮に関すること |
| ⑤ 温熱環境に関すること | ⑥ 空気環境に関すること |
| ⑦ 光・視環境に関すること | ⑧ 音環境に関すること |
| ⑨ 高齢者等への配慮に関すること | ⑩ 防犯に関すること |

こうした事項は、次のような考え方にに基づき設定されました。

- ・評価のための技術が確立され、広く利用できること
- ・設計段階で評価が可能なものとする
- ・外見からでは容易に判断しにくい事項を優先すること
- ・居住者が容易に変更できる設備機器などは原則として対象としないこと
- ・客観的な評価が難しい事項は対象としないこと

(2) 性能表示事項にはそれぞれの適用範囲が設けられています。

基準は、当初新築住宅を適用対象として制定されましたが、現在は既存住宅も対象に含まれるようになっています（本書では新築住宅に適用される基準についてご説明します）。また、性能表示事項の中には、一戸建ての住宅には適用されず共同住宅等にも適用されるものや、特定の地域にも適用されるもの、選択制のものもありますので注意して下さい。

(3) 表示される等級や数値などの意味の理解が必要です。

性能表示事項は、等級や数値などで表示されます。等級は、数字が大きいほど性能が高いことを表すように設定していますが、性能の高いことが直ちにどの居住者にとっても最適なものになるとは限りません。自らのライフスタイル、工事費、地域の気候・風土、デザインや使い勝手など、基準の対象となっていない個別の事情などを考え合わせて、性能の最適な組み合わせを選択することが重要です。内容を十分に吟味しないで、等級が高いものや数値のよいものだけをむやみに要求したり、選択したりすることが合理的であるとは限りません。

(4) 性能表示事項間でトレードオフの関係にある場合があります。

トレードオフの関係とは、ある性能表示事項についての性能を高めようとすると、他の性能表示事項についての性能が低くなるといった関係をいいます。このような点についても配慮して合理的な性能の組み合わせを選択して下さい。なお、不明な点などは専門家に相談するとよいでしょう。

(5) 設計段階で表示される等級や数値などは、設計段階で予測できる範囲内のものです。

住宅の性能は、様々な要因によって設計段階での予測の難しいものもありますので、住宅全体の性能を直接の対象とするのではなく、住宅のうち特定の部分の性能や、具体的な対策の程度に置き換えて、基準を設定している場合があります。また、室内空気中の化学物質の濃度については、設計段階での評価が困難ですので、完成段階のみの表示対象としています。

表示される等級や数値などは、このようにして設定した評価方法基準に従って評価された結果であり、この範囲に加えて何か特別な約束、たとえば居住者の実感や実測結果の程度についての保証を行うものではありません。



年をとったり怪我をしたりすると、移動などが負担に感じられたり、転倒など思わぬ事故に遭ったりすることがあります。また、車いすを使用したり、介助者の助力を得たりするときに、必要なスペースが確保されていないと、不都合となる場合もあります。

このような点に配慮した建物の工夫を「バリアフリー」と呼んでいますが、いざ必要となった時に大規模な工事が必要となるものも多くあるため、新築時点での対応が重要となっています。



■ 9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）

高齢者等への配慮のために必要な対策が、住戸内でどの程度講じられているかを評価して5段階の等級で表示するものです。等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられている住宅であることを表しています。

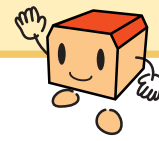
評価の対象となる対策は、「移動時の安全性」と「介助の容易性」という2つの目標を達成するためのものとしています。「移動時の安全性」については、高齢者等が利用する部屋と主要な部屋とを同一階に配置することや、階段への手すりの設置や勾配の工夫、床や出入口などの段差の解消、玄関・便所・浴室・脱衣室への手すりの設置などを評価します。「介助の容易性」については、通路や出入口の幅、浴室・寝室・便所の広さなどを評価します。

■ 9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）

高齢者等への配慮のために必要な対策が、共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間にどの程度講じられているかを評価して5段階の等級で表示するものです。等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられている住宅であることを表しています。

やはり「移動時の安全性」と「介助の容易性」という2つの目標をもった対策を評価します。「移動時の安全性」については、共用階段への手すりの設置や勾配の工夫、共用廊下の段差の解消、傾斜路や手すりの設置などを評価します。「介助の容易性」については、共用廊下の幅、エレベーターの設置やエレベーターホールの面積、階段の幅などを評価します。

項	目	結 果	適用範囲
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度	戸建又は共同各戸
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている	
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている	
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
	1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度	共同各戸
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている	
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている	
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達するための基本的な措置が講じられている	
2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている			
1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている			



■ 8-4 透過損失等級（外壁開口部）

居間の外壁に設けられたサッシなどを評価対象に、空気伝搬音を遮断する性能を評価して3段階の等級で方位別に表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能をもったサッシであるといえます。

項	目	結	果	適用範囲		
8. 音環境に関すること	8-1 重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策の程度	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策	共同各戸		
			居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度			
			上階	下階		
			最高	最低	最高	最低
			5	5	5	5
			4	4	4	4
	相当スラブ厚（重量床衝撃音）	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ	特に優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.H-50等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.H-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			基本的な重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.H-60等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.H-65等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			1	1	1	1
			その他			
8-2 軽量床衝撃音対策等級	軽量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のもの落下の衝撃音）を遮断する対策	共同各戸			
		居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のもの落下の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度				
		上階	下階			
		最高	最低	最高	最低	
		5	5	5	5	
		4	4	4	4	
	軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音（軽量のもの落下の衝撃音）の低減の程度	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.L-45等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			優れた軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.L-50等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			基本的な軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.L-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			やや低い軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi.r.L-60等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
			1	1	1	1
			その他			
8-3 透過損失等級（界壁）	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度	特に優れた空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格のRr-55等級相当以上）が確保されている程度	共同各戸			
		優れた空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格のRr-50等級相当以上）が確保されている程度				
		基本的な空気伝搬音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格のRr-45等級相当以上）が確保されている程度				
		1	1	1	1	
		建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度				
8-4 透過損失等級（外壁開口部）	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度	特に優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格のRm(1/3)-25等級相当以上）が確保されている程度	戸建又は共同各戸			
		優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格のRm(1/3)-20等級相当以上）が確保されている程度				
		1	1	1	1	
		3	3	3	3	
		2	2	2	2	

(6) 評価方法基準では維持管理や気象の条件等に一定の前提を置いています。

住宅の性能は、地域の環境や住まい方、維持管理の仕方の違いによって大きく影響を受けます。これらの影響を排除したり、評価の段階で把握したりすることは難しい面があります。そこで、評価方法基準では、標準的な気候条件や一般に行われる維持管理条件などを想定して、何らかの前提を設けている場合があります。

(7) 住宅の構造種別により評価方法を区分して設定している場合があります。

日本の住宅には世界に類を見ないほど多様な構造種別があります。性能表示事項や表示の方法は、住宅の構造種別によらず共通のものを設定していますが、評価方法基準では、構造種別ごとに異なる材料の特性を踏まえた、各々にふさわしい方法を採用している場合があります。

(8) 建築基準法の規制内容と関連のある性能表示事項があります。

住宅性能表示制度の性能表示事項には、建築物の最低限の水準を定める建築基準法の規制内容と重複する事項と、独自に定める事項とがあります。建築基準法に定める基準に適合するものの、特にこの性能を大きく上回るものない住宅については、「等級1」などと評価を受けることになります。

(9) 住宅の性能は、時間とともに変化します。

住宅の性能は、完成した時点から、時間とともに変化します。このような変化が進む速さや程度を正確に予測することは困難です。評価方法基準により評価された内容の多くは、あくまでも、評価を行った時点（完成段階）のものであり、このような経年変化の影響を考慮したものとはなっていません。



登録住宅性能評価機関の行う性能評価のポイント

(1) 建築基準法の基準に適合しない住宅は、評価の対象になりません。

建築基準法で定める基準を下回る住宅については違法と考えられますので、住宅性能評価書を交付することはできません。したがって、建築基準法により工事の完了時に検査済証の交付を受けることが義務付けられている住宅でありながら交付を受けていないものは、建設住宅性能評価書の交付を受けることはできません。

(2) 住宅性能の評価には、コストと時間がかかります。

登録住宅性能評価機関が行う性能評価には、住宅の規模や特性により一律ではありませんが、ある程度のコストや時間がかかります。登録住宅性能評価機関の評価料金は機関が独自に設定しますが、そのコストは最終的に住宅を取得する方が負担することとなります。

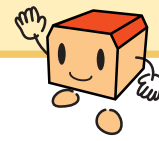
(3) 検査の時期、回数の下限が定められています。

登録住宅性能評価機関は、3階建て以下の住宅の場合、原則として4回現場に立ち入って検査します。4階建て以上の住宅の場合は、階数に応じて検査の回数が増加します。

(4) 検査は工事の記録書類と実物の検査を併用して行います。

登録住宅性能評価機関は、検査の時期までに行われた工事の内容を、施工の管理を行う責任者などが作成する報告書や記録書類で確認するとともに、内容の信頼性を確認するため、目視等による実物の検査を行います。なお、室内空気中の化学物質の濃度等については、書類による審査などではなく、現場での実測により評価することとなります。

1. 構造の安定に関すること



住宅は、地震、暴風、積雪などの様々な力の影響を受けます。これらの力の影響が大きくなると、次第に傷を受けたり、最後には壊れたりして、財産としての価値を失ったり、居住者の生命が脅かされたりすることがあります。

ここでは、柱や梁、主要な壁、基礎などの構造躯体の強さを評価し、地震、暴風、積雪の3種類の力の作用がどの程度大きくなるまで、傷を受けたり壊れたりしないかを、等級により表示する、あるいは免震住宅であることを表示することとしています。また、これらと併せて、構造躯体の強さを十分に発揮するための前提となる基礎や地盤に関する情報を表示することとしています。



■ 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

■ 1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

■ 1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

■ 1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

■ 1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

1-1、1-2、1-4、1-5は構造躯体の強さを表す性能表示事項を定めています。耐積雪等級は、建築基準法に定められた多雪区域内においてのみ表示されます。

これら4つの性能表示事項は、等級に応じて定める力に対して、「損傷防止」、「倒壊等防止」という2つの目標が達成できるような構造躯体の強さが確保されているかどうかを評価・表示するものです。等級が高くなるほど、より大きな力に耐える住宅であることを表しています。

「損傷防止」とは、数十年に一回は起こりうる（一般的な耐用年数の住宅では遭遇する可能性は高い）大きさの力に対して、大規模な工事が伴う修復を要するほどの著しい損傷が生じないようにすることをいいます。「倒壊等防止」とは、数百年に一回は起こりうる（一般的な耐用年数の住宅でも遭遇する可能性は低い）大きさの力に対して、損傷は受けても、人命が損なわれるような壊れ方をしないようにすることをいいます。

地震を例に挙げると、東京を想定した場合、数十年に一度程度発生する力は震度5強程度、数百年に一度程度発生する力は震度6強から7程度に相当するということができます。

なお、1-3は建築基準法に基づく免震建築物であるか否かを表す性能表示事項です。評価対象建築物が免震建築物であることが確認された場合は、1-1及び1-2の評価は行いません。

8. 音環境に関すること



共同住宅の床・壁の遮音性や、住宅の外壁に設ける窓の遮音性を高める対策が、どの程度講じられているかなどを評価して表示します。

共同住宅の床については、重量床衝撃音（子供の走り回る音など）と軽量床衝撃音（食器などが落下する音など）に対する対策が、また、共同住宅の壁については空気伝搬音（人の話し声など）に対する対策が評価されます。さらに、共同住宅・戸建住宅に共通する項目として、住宅の外部騒音の室内への侵入などに対する対策が評価されます。

住宅の遮音性は、反射、干渉、共鳴さらには共振といった不確定な要因などのため、現時点では設計の段階で正確に予測することが困難となっています。このため、設計の段階で予測のできる内容に置き換えて評価していますので、完成した住宅室内で聞こえる音の実測結果とは必ずしも一致しないことをご理解下さい。

なお、「音環境に関すること」は、住宅性能表示制度の中で「選択事項」として位置付けられており、登録住宅性能評価機関への評価申請の際に、評価を受けるかどうかを自由に選択できるものとしています。



■ 8-1 重量床衝撃音対策

「重量床衝撃音対策等級」又は「相当スラブ厚（重量床衝撃音）」のいずれか一方を選択して評価・表示します。評価対象は、上下の住戸等との間にある床ですが、下階が居間などであるものに限りません。また、「スラブ」とは、コンクリートなどでできた床版のことをいいます。

「重量床衝撃音対策等級」は、重量床衝撃音を遮断する対策の程度を評価して5段階の等級で表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能を確保するために必要な対策が講じられている床であるといえます。

「相当スラブ厚（重量床衝撃音）」は、重量床衝撃音の遮断の程度を、コンクリートの均質な床の厚さに換算して5段階の数値で表示します。数値が大きいほどよく遮断される床であると評価できますが、構造躯体の厚さなどの形状と、床仕上げ、天井の効果のみを評価の対象としていますので、必ずしも重量床衝撃音対策等級の各等級と対応するものとはなっていません。

■ 8-2 軽量床衝撃音対策

「軽量床衝撃音対策等級」又は「軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）」のいずれか一方を選択して評価・表示します。評価対象は、上下の住戸等との間にある床ですが、下階が居間などであるものに限りません。

「軽量床衝撃音対策等級」は、軽量床衝撃音を遮断する対策の程度を評価して5段階の等級で表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能を確保するために必要な対策が講じられている床であるといえます。

「軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）」は、床仕上げに関する軽量床衝撃音の遮断の程度を5段階の数値で表示します。数値が大きいほどよく遮断される床仕上げであると評価できますが、床仕上げのみを評価の対象としていますので、必ずしも軽量床衝撃音対策等級の各等級と対応するものとはなっていません。

■ 8-3 透過損失等級（界壁）

居間の壁で隣戸との間にあるものなどを評価対象に、空気伝搬音（人の話し声など）を遮断する性能を評価して4段階の等級で表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能をもった壁であるといえます。